

第 1 - 7

小規模な社会福祉施設編

チェックリスト（小規模な社会福祉施設）

【特定小規模施設用自動火災報知設備】

- 設置できる防火対象物に該当するか確認（規模、用途）
- 感知器の設置が必要な場所を確認
- 感知器の種別
- 警戒区域

【特定施設水道連結型スプリンクラー設備】

- 設置できる防火対象物に該当するか確認（規模、用途、基準面積）
- 湿式、乾式
- 配管口径、種別
- 放水性能（準不燃材による仕上げの有無）
- スプリンクラーヘッド種別
- スプリンクラーヘッド設置位置・高さ

特定小規模施設用 自動火災報知設備

1 特定小規模施設用自動火災報知設備とは

下記2の「特定小規模施設」で発生した火災の発生を感知し、報知するための警報設備で、政令第29条の4に規定される。

自動火災報知設備（政令第21条）と違い、受信機の設置を必ずしも必要とせず、個々の感知器の警報連動により建物内全体へ警報できるものとなっており、電源や状態確認など受信機が担っているシステムを感知器の表示等でも可能としているものが一般的である。また、感知器の設置場所は、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に限られている。

2 設置できる防火対象物

特定小規模施設（平成20年総務省令156号）で、特定一階段等防火対象物（規則第23条第4項第7号へ）以外のもの。特定小規模施設は次のとおり。

(1) 次のア～ウの用途に供され、①～③に適合する防火対象物

ア (2) 項ニ

イ (5) 項イ、(6) 項イ(1) から(3) まで及び(6) 項ロ

ウ (6) 項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

① 上記ア～ウの防火対象物のうち、延べ面積が300㎡未満のもの

② 延べ面積300㎡未満の(16) 項イで、上記ア～ウに供される部分。

③ 延べ面積300㎡以上の(16) 項イで、小規模特定用途複合防火対象物（特定用途部分が全体の1/10以下かつ300㎡未満の防火対象物～規則第13条第1項第2号）であるもの。

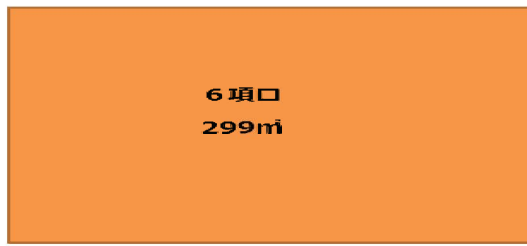
※ ③については、a 準地下街、b 300㎡以上の地階・無窓階又は3階、c 11階以上の階に上記ア～ウの部分が存する場合は適用できず、d 一定規模以上の駐車場、通信機械室の部分は設置対象にならないので注意が必要。

(2) (1) ②及び③以外の延べ面積が300㎡以上500㎡未満の(16) 項イで、(5) 項イ及びロ以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5) 項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のもの。

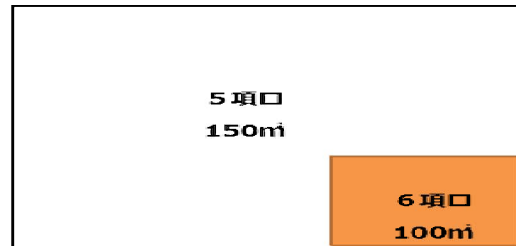
条例自火報（条例第47条）に注意！

主要構造部を耐火構造及び建基法第2条第9号の3イ若しくはロとしたもの以外の延べ面積200㎡以上(5) 項ロ（以下「その他造の(5) 項ロという。」）部分には、条例第47条により自動火災報知設備の設置義務があることから、(1) ②、③及び(2) に関わらず全体に受信機、地区音響装置、発信機等を有する自動火災報知設備の設置が望ましい。

3 設置対象の例図



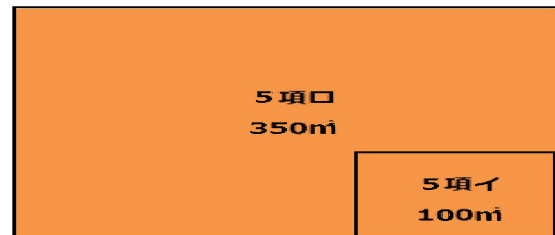
2 (1) ①の例
延べ面積 299 ㎡ 6 項口
全体設置



2 (1) ②の例
延べ面積 250 ㎡ 16 項イ
6 項口部分のみ設置



2 (1) ③の例
延べ面積 499 ㎡ 16 項イ
6 項口部分のみ設置

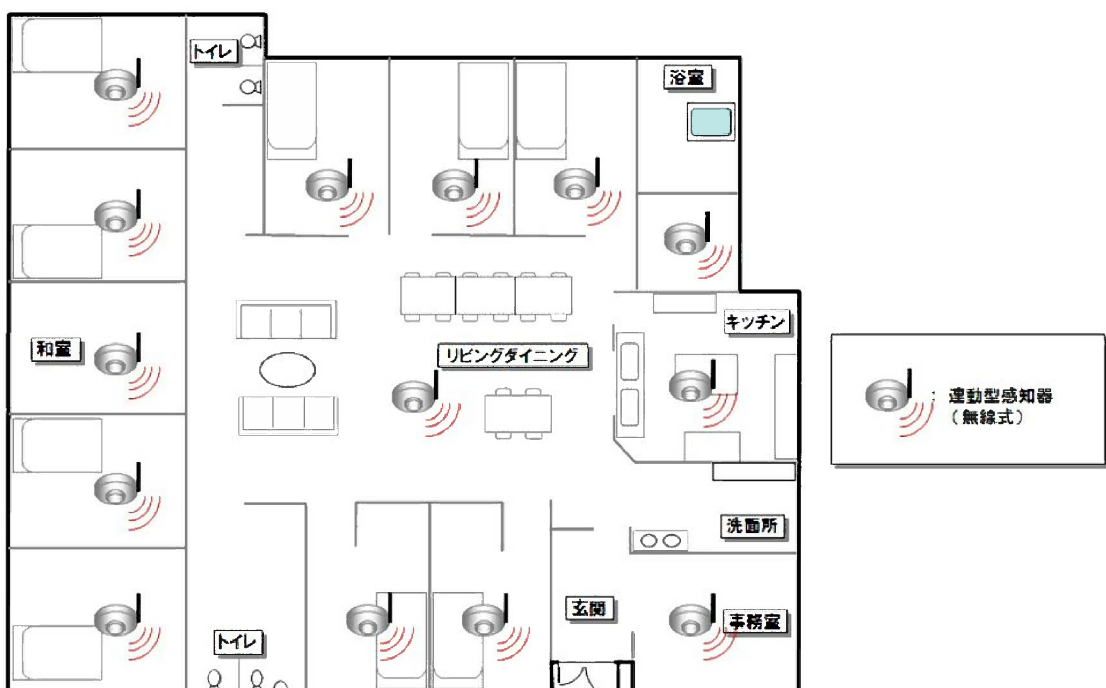


2 (2) の例
延べ面積 450 ㎡ 16 項イ
全体設置

※その他造の（5）項口が存する場合は、当該部分に条例自火報が必要であることから全体に自動火災報知設備の設置が望ましい。

4 特定小規模施設用自動火災報知設備の構成例

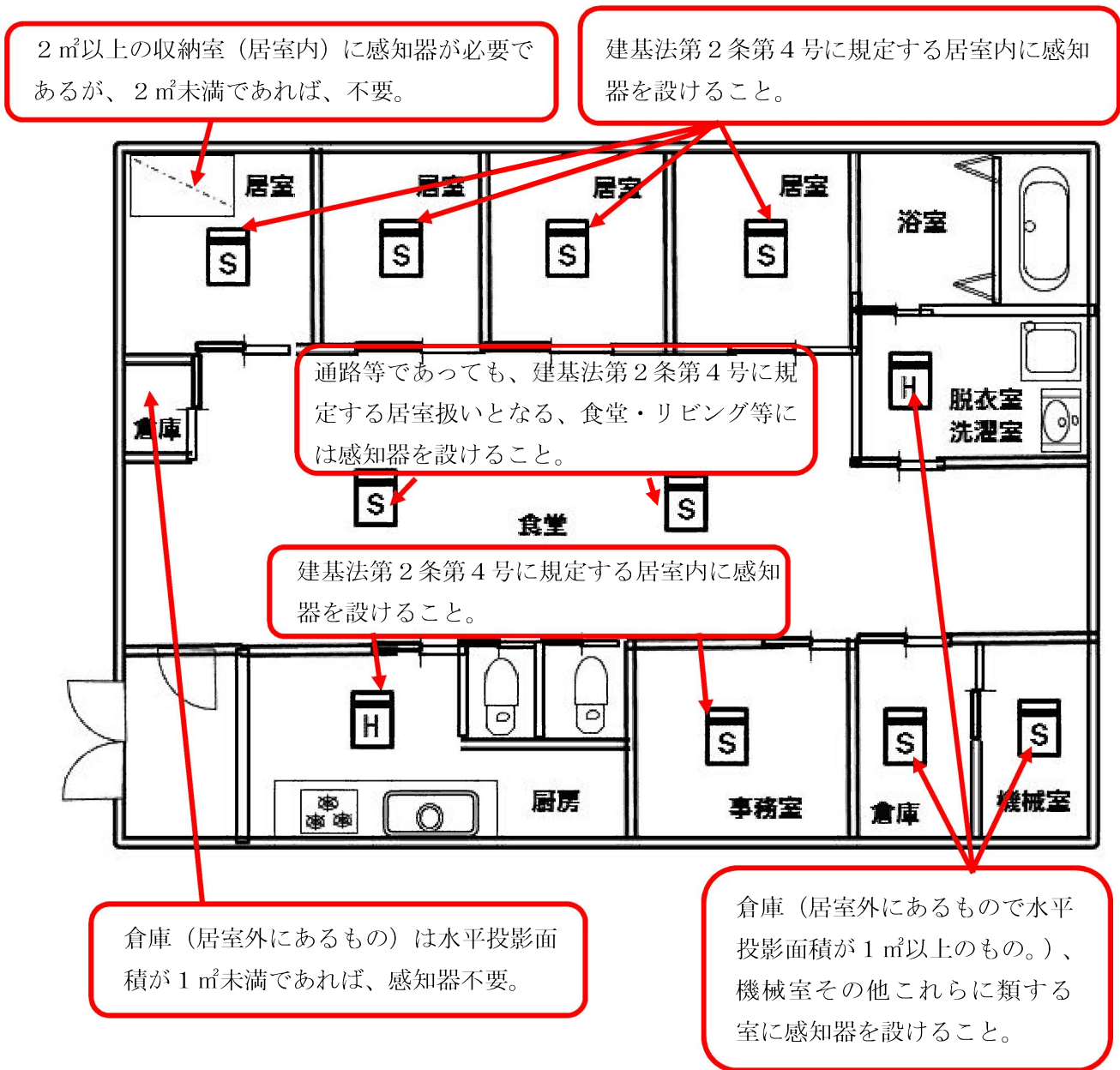
無線式の連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備の例



5 感知器の設置を要する場所

感知器は、次の（１）から（３）までの場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積が30㎡以下の（１）の場所に限り壁に感知器を設けることができる。

- （１） 居室（建基法第2条第4号）及び床面積が2㎡以上の収納室（居室内にある押入れ、物入れ、クローゼット等で水平投影面積が2㎡以上のもの。）
- （２） 倉庫（居室外にあるもので水平投影面積が1㎡以上のもの。）、機械室その他これらに類する室
- （３） （２）項ニに掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設の内部に設置されている階段、廊下等



6 感知器の選択

- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器であること。
- (2) スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項第 2 号の規定により有効に火災の発生を感知することができること。定温式のものについては公称作動温度が 65 度以下で特種のものとする必要。
- (3) 感知器の設置に関する種別等の選択については、自動火災報知設備の規定によること。ただし、特定小規模施設のうち（6）項口に存する台所は、一般住宅における規模及び環境に類するものであることから「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして取り扱う。

7 その他

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。
- (2) 警戒区域は、原則 2 以上の階にわたらないものとする。ただし、一の警戒区域の面積が 500 m²以下であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の 2 の階にわたる場合、または階段室、E Vシャフト、P S等で煙感知器を設置する場合は、この限りではない。一の警戒区域の面積は 600 m²以下とし、一辺の長さは 50m以下とすること。

特定施設水道連結型 スプリンクラー設備

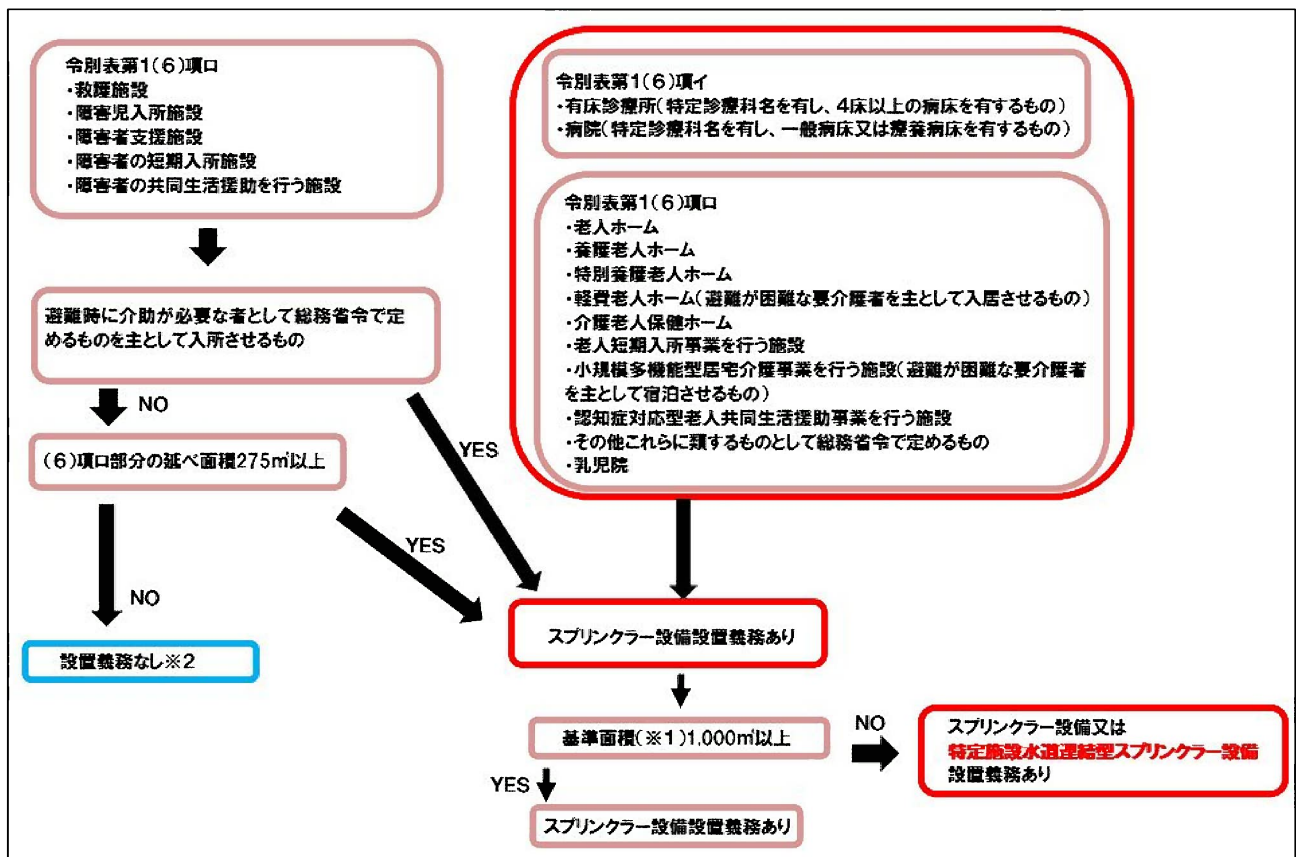
1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは

小規模（基準面積 1000 m²未満）な入院入所の伴う病院・診療所、社会福祉施設を対象とする水道を水源としたスプリンクラー設備

【対象用途】

- (6) 項イ (1) 及び (2)、(6) 項ロ
- 延べ面積 1000 m²未満の地下街の上記用途部分

【特定施設水道連結型スプリンクラー設備とスプリンクラー設備の適用判定フロー】



※1 基準面積（規則第12条の2第1項第1号）とは

延べ面積から総務省令で定める防火上の有効な措置をされた手術室、処置室、検査室等を除いた面積をいい、スプリンクラー設備の種類判定要件となる。

（～解説次ページ以降）

ただし、除外できる面積は延べ面積の1/2までであることに注意。

※2 介助がなければ避難できない者が多数占めない障がい者施設等（規則第12条の3で定める者を主として入所させるもの以外のもの）は、面積275 m²以上が対象

2 基準面積の解説

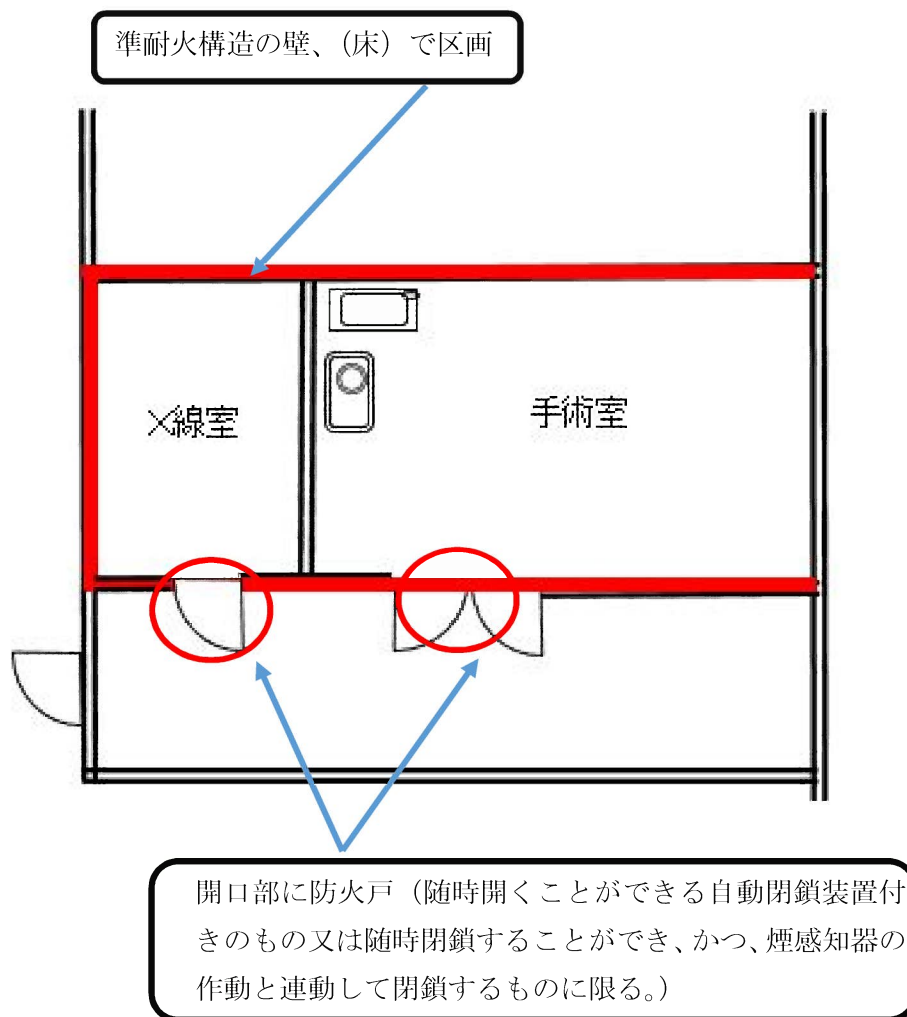
延べ面積から除外できる総務省令で定める部分（規則第13条の5の2）とは、次の（1）から（3）のいずれにも該当する部分とする。

（1） 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分であること。

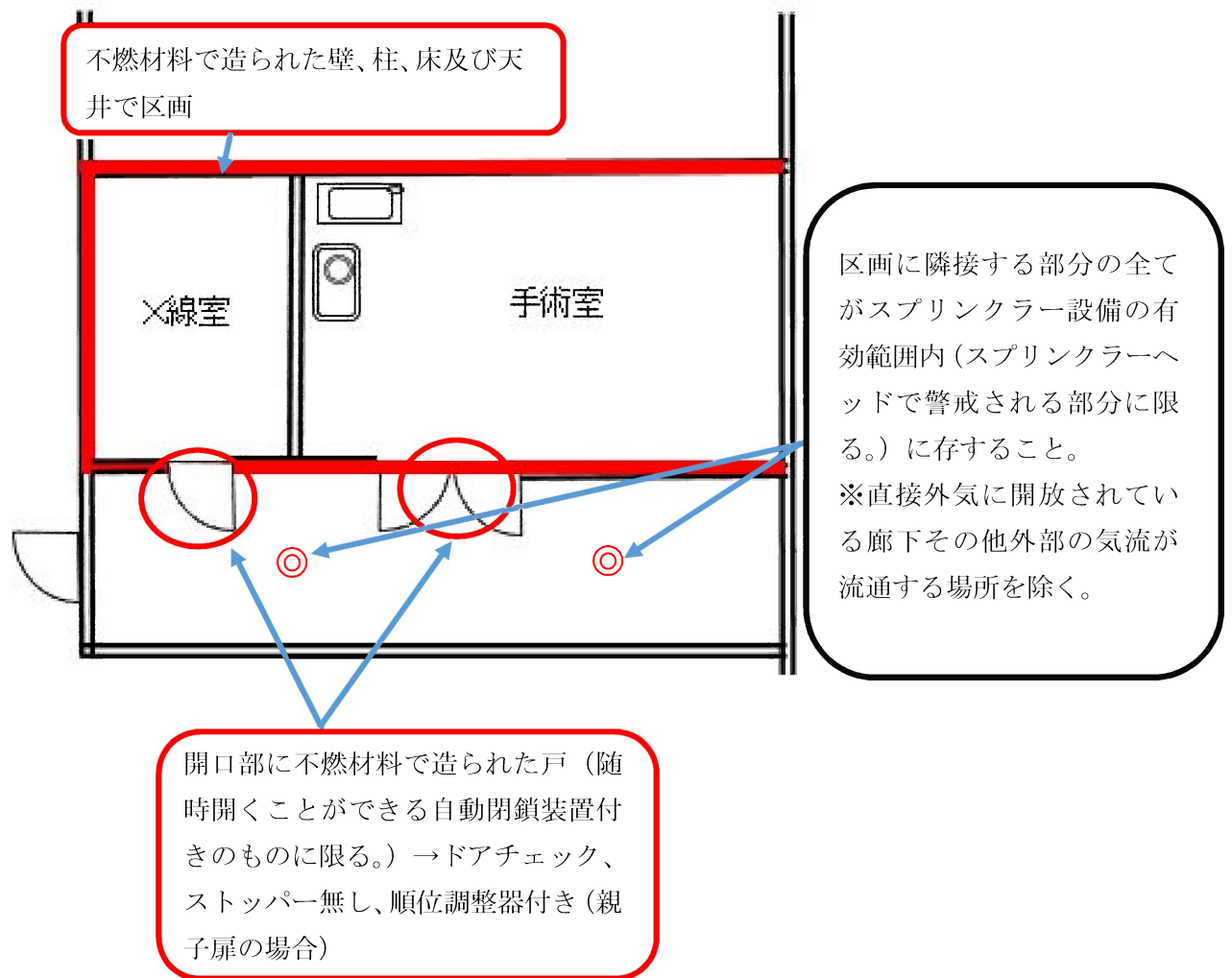
手術室、分べん室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室、その他これらに類する室、レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

（2） 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

ア 準耐火構造で区画する例



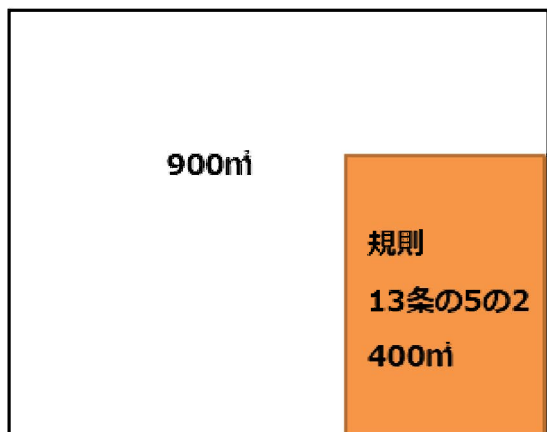
イ 不燃材料で区画する例



- (3) 床面積が 1,000 m²以上の地階若しくは無窓階又は床面積が 1,500 m²以上の 4 階以上 10 階以下の階に存する部分でないこと。

【適用例】

規則第13条の5の2（塗りつぶし部分）は上記（1）～（3）に該当している部分であること。



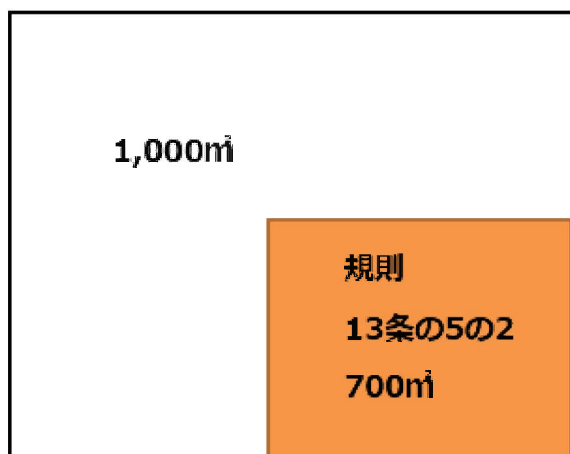
例1

延べ面積 1,300 m²（延べ面積 1/2 = 650 m²）

規則第13条の5の2 400 m²

規則第13条の5の2部分が延べ面積 1/2 を越えておらず、塗りつぶし部分は全て基準面積の算定から除外できる。

基準面積が 900 m²（1,000 m²未満）であることから、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置できる。



例2

延べ面積 1,700 m²（延べ面積 1/2 = 850 m²）

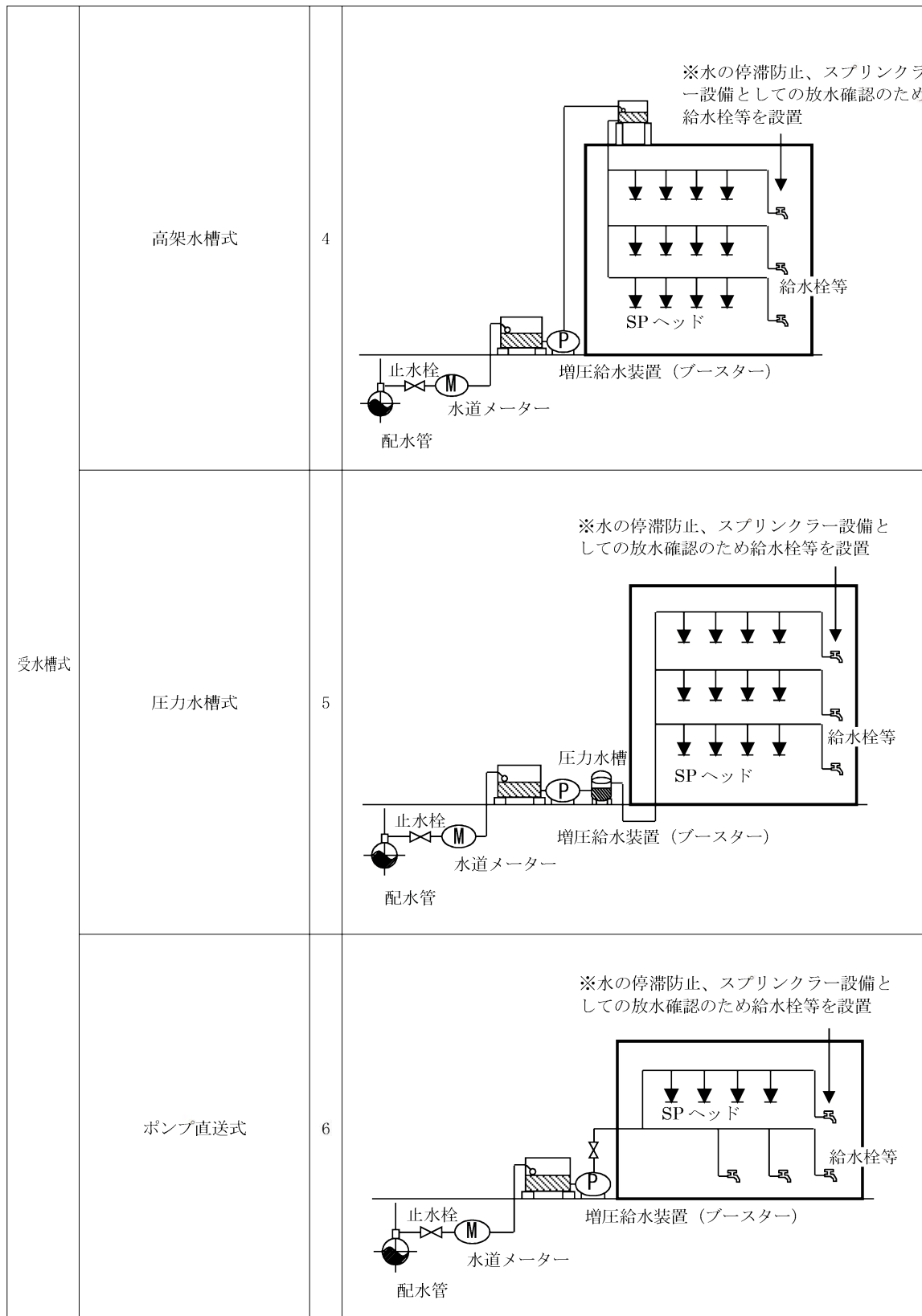
規則第13条の5の2 計 700 m²

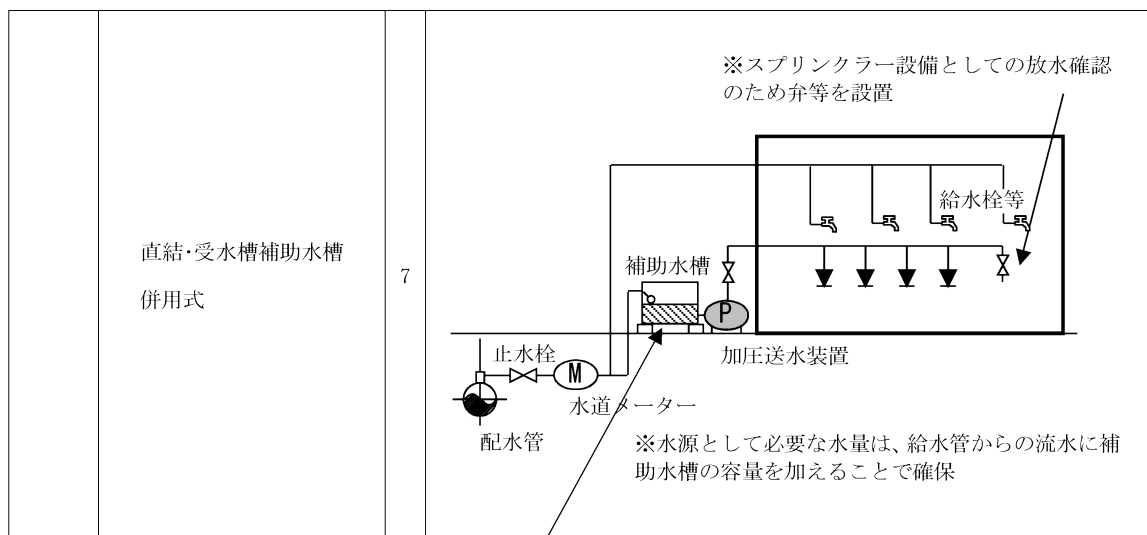
規則第13条の5の2部分が延べ面積 1/2 を越えていないが、基準面積が 1000 m²以上であることから、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は設置することができない。

スプリンクラー設備の設置対象となる。

3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の主な構成

方式	No.	図
直結直圧式	1	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結式	2	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結増圧式	3	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>



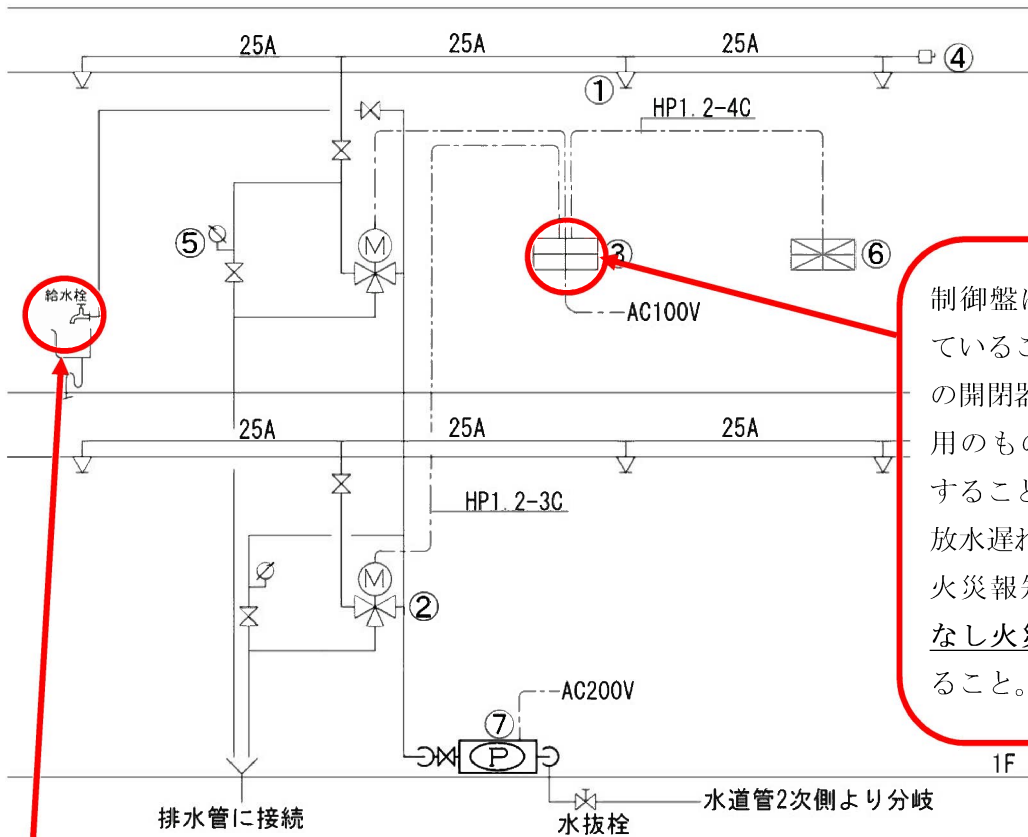


※補助水槽付加压送水装置の電源については、次によることがのぞましい。

- ・ 交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
- ・ 配電盤の開閉器には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のものである旨を表示すること。
- ・ 配電盤から消火ポンプ制御盤までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。

4 図面審査

(1) 系統図 (自動火災報知設備の火災信号で電動弁を開放する「乾式」の場合)



制御盤は専用配線になっていること。また、配電盤の開閉器には、SP設備専用のものである旨を表示すること。
放水遅れ防止のため、自動火災報知設備からは蓄積なし火災信号を移報できること。

末端試験弁を確認する。給水栓等で放水圧力、放水量を測定することができる場合、末端試験弁は設けないことができる。

SPヘッド種別の確認
下表 (SPヘッド種別)
参照

凡例

記号	名称	接続	要
⊕	水道連結型スプリンクラーヘッド	MHSJ009-CP	ヘッド部 72℃
⊞	スプリンクラー制御盤(100V)	MJWJ0091(2回線蓄電池内蔵)	
✕	仕切弁		
↯	逆止弁		
⊕	電動弁 (試験弁付)	MVCJ004-25	電動弁ユニット
—S—	スプリンクラー用配管		
---	電線電線管	—●— : HP0.9-4C	

壁、天井の内装仕上げについては、内装仕上げ表により確認する。放水量の確認をする。

15ℓ/min 以上（壁及び天井の仕上げが準不燃材料以外の場合は、30ℓ/min 以上）有効に放水できる性能があるか確認する。

註 記

◇ 工事区分

○ 一次側電気工事

(電気工事)

○ 一次側給水分岐工事、図示以降の排水工事

(水道工事)

配管種別について確認する。

下表（配管種別）を参照。

◇ 配管の管種は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP管)とする

◇ 当建物の室内に面する部分の内装材は、準不燃材料以上の建物とする

◇ 天井高さが3m以上の場所に対する設備については、別途、所轄消防との協議が必要

◇ 流量確保の為、水道給水管よりの分岐箇所及び水道メーター、水道本管よりの分岐管は、25A以上とする事。25A未満の場合は別途、サイズアップ工事が必要となります。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、上水道を水源とし、給水圧を放水圧に利用するスプリンクラーである。60 ℓ/min 以上（壁及び天井の仕上げが準不燃材以上で仕上げされている場合）の放水量と放水圧を確保できない場合は、

①配水管から分岐する給水管口径を増径すること

②加圧送水装置（ブースターポンプ）の設置、水槽等による水源を確保すること

等の措置をとること。

【参考（給水管の最大流速と流量の関係）】

口径 (mm)	最大流速 (m/s)	流量 (ℓ/min)
13		17
20		38
25		59
40	2.0	151
50	水道局では、給水管内の最大流速を2.0 m/s としている。	236
75		530
100		942
150		2,121

【SPヘッド種別】

基準面積 1,000 m ² 以上	
床面から天井までの高さが 3m 未満の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド又は標準型ヘッド
床面から天井までの高さが 3m 以上 10m 以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド若しくは標準型ヘッド又は開放型 スプリンクラーヘッド
床面から天井までの高さが 10m を 越える部分	放水型ヘッド等

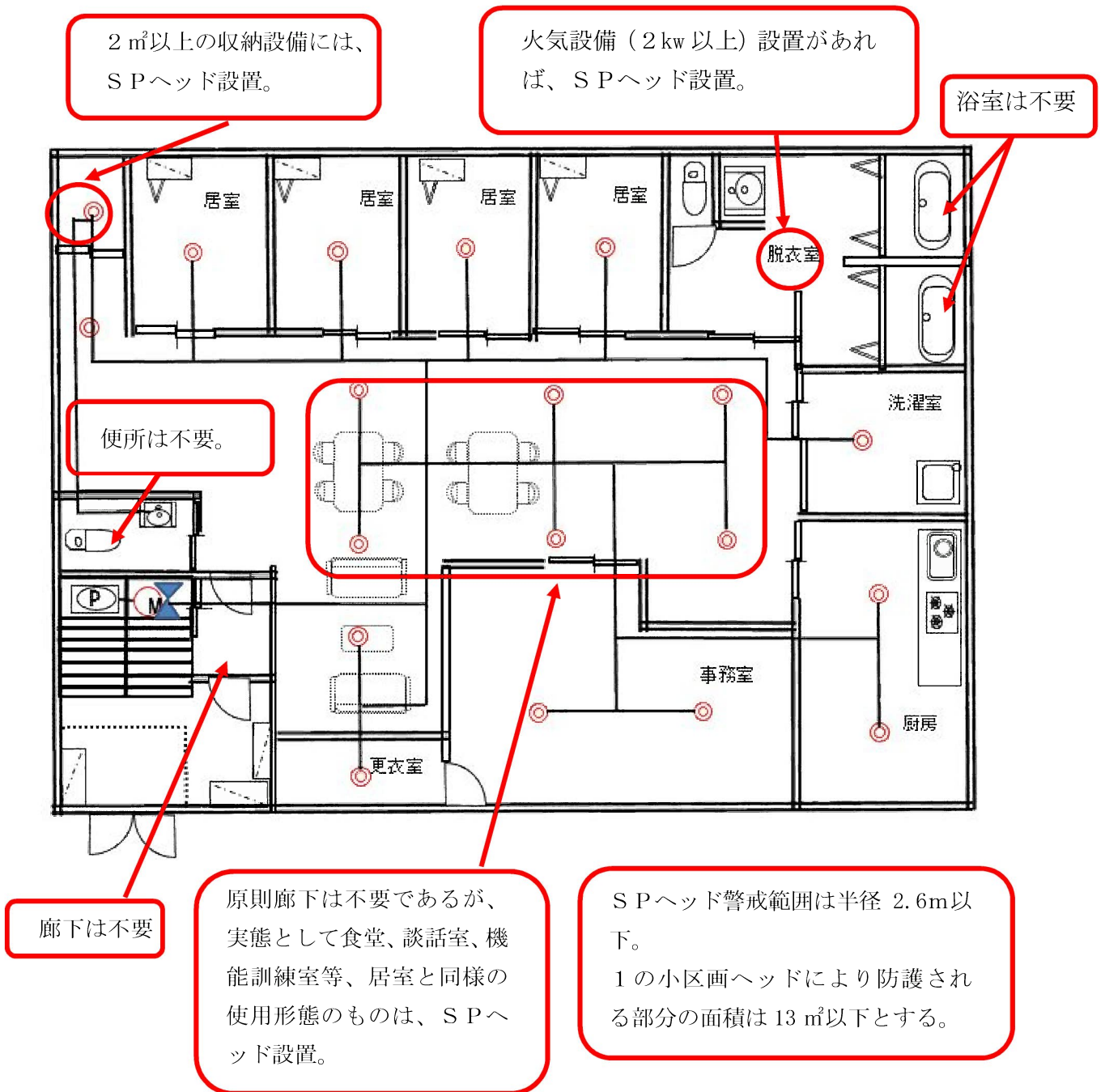
基準面積 1,000 m ² 未満	
床面から天井までの高さが 3m 未満 の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド
床面から天井までの高さが 3m 以上 10m 以下の部分	閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち 小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド
床面から天井までの高さが 10m を 越える部分	放水型ヘッド等

【配管種別】

管 種 (規 格)	元となっている管
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 116 (VA、VD)) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (JWWA K 132 (PA、PD)) 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 (WSP 011) フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (WSP 039) フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管 (WSP 054)	配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452) (黒管)
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 116 (VB))	水配管用亜鉛メッキ鋼管 (JIS G 3442)
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (JWWA K 132 (PB))	配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452) (白管)

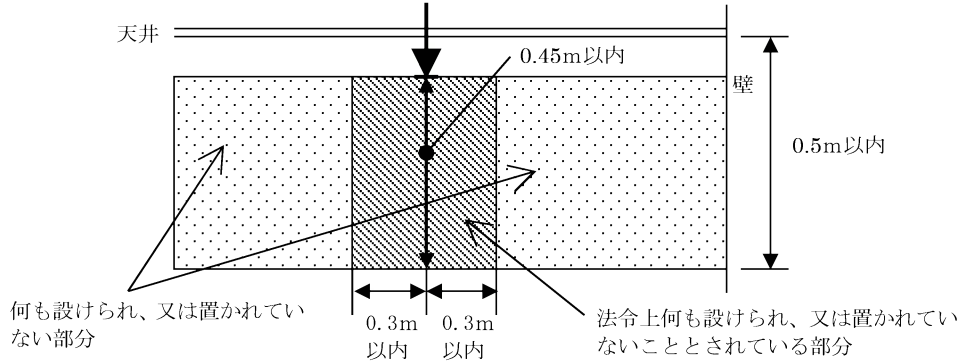
難燃材料の天井裏又は壁裏を配管させる場合や、50mm以上のロックウール又は同等以上の耐熱性を有するものにより被覆されている配管については、「特定施設水道地連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）の「火災時に熱を受けるおそれがある部分」に該当しないものとして取り扱い、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の規定による配管等の仕様が可能であること。

(2) 平面図



5 SPヘッドの高さ

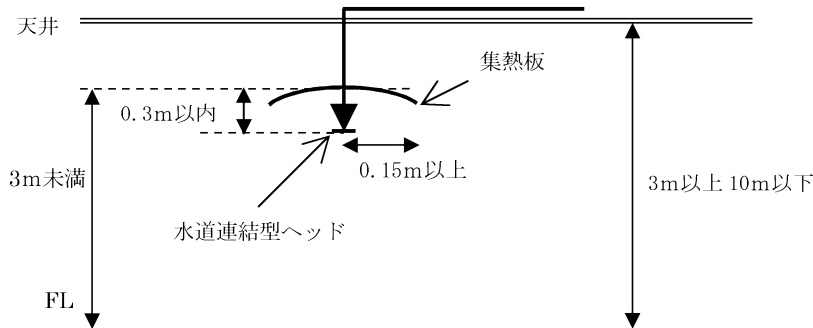
(1) 小区画型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。



(2) 床面から天井までの高さが3m以上10m以下の部分に、水道連結型ヘッド（小区画型ヘッドのうち、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用されるものをいう。）を設ける場合、放水量が少ないことから有効に散水できないおそれがあるため、次による集熱板を用いてヘッドの取り付け高さを3m未満となるように設けること。なお、周囲に設けたヘッドにより警戒される場合はこの限りではない。

ア 集熱板の構造は、金属製のものとし、その大きさは直径30cm以上のものとする。

イ 集熱板の下面より、当該ヘッドのデフレクターまでの距離は0.3m以内とすること。



6 その他

屋内消火栓設備の設置基準と特定施設水道連結型スプリンクラー設備の関係は次のとおり。

【屋内消火栓設備の設置基準】

建築構造	・耐火、準耐火以外 ・準耐火で内装制限なし	・準耐火で内装制限有り ・耐火で内装制限なし	・耐火で内装制限あり
延べ面積	700 m ²	1,400 m ² 又は※の いずれか小さい面積以上	2,100 m ² 又は ※のいずれか小さい面積

※ 1,000 m²+上記2「規則第13条の5の2」部分の床面積の合計

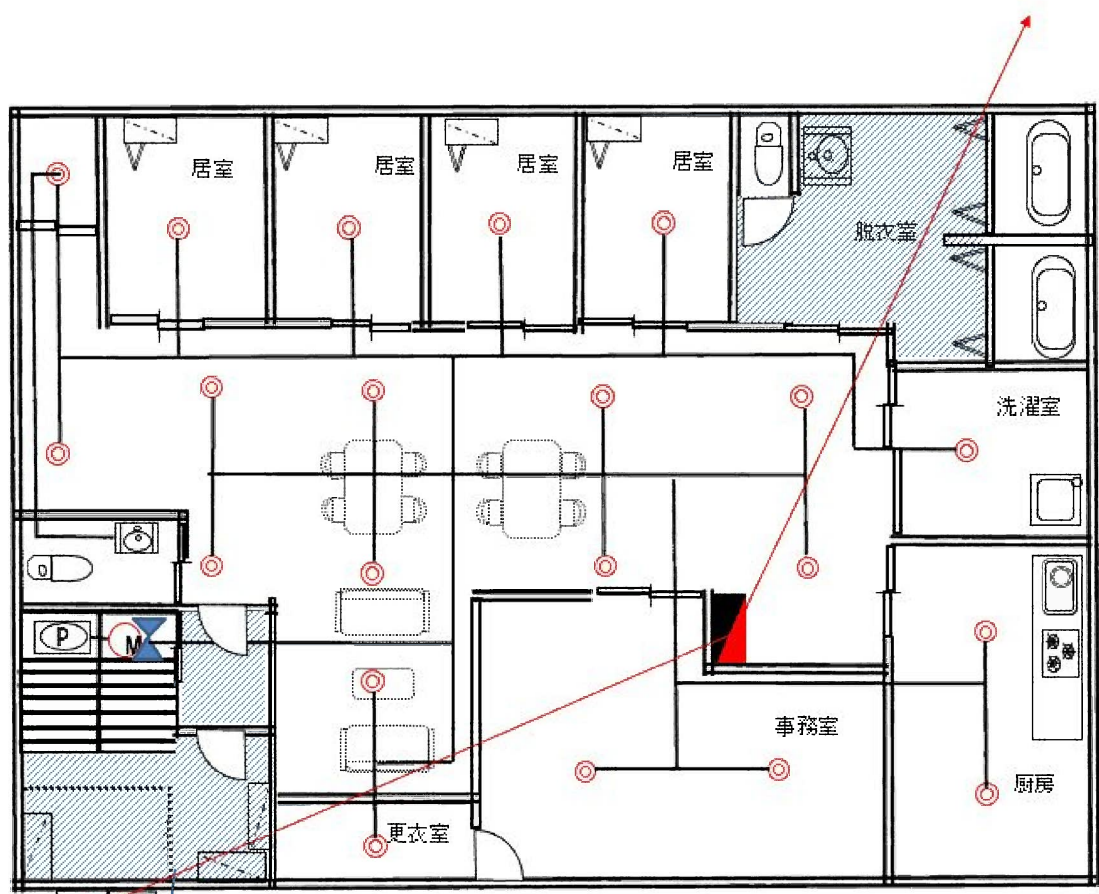
- ・「耐火」とは、主要構造部（建基法第2条第5号に規定する主要構造部）を耐火構造（建基法第2条第7号に規定する耐火構造）としたもの
- ・「準耐火」とは、建基法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当したもの
- ・「内装制限」とは、仕上げを難燃材料（建基令第1条第6号に規定する難燃材料）でしたもの

【屋内消火栓の警戒範囲と特定施設水道連結型スプリンクラー設備のヘッド設置場所】

場 所	屋内栓	不要の根拠	ヘッド	不要の根拠
階段	不要	昭和50年10月30日付 け札消予第878号	不要	規則第13条第3項第1号
脱衣室	要	—	不要	規則第13条第3項第9号の2 (電気設備(2kw以上)設置が あれば「要」)
収納設備	要	—	不要	規則第13条第3項第9号の2 (2m ² 以上であれば「要」)
廊下	要	—	不要	規則第13条第3項第9号の2
浴室	不要	昭和50年10月30日付 け札消予第878号	不要	規則第13条第3項第1号
便所	不要	昭和50年10月30日付 け札消予第878号	不要	規則第13条第3項第1号
P S	不要	昭和50年10月30日付 け札消予第878号	不要	規則第13条第3項第5号
居室	要	—	要	—
外気流通廊 下・場所(床 面積に算入 されるもの に限る)	要	—	不要	規則第13条第3項第6号
機械室	要	—	不要	規則第13条第3項第3号

※屋内栓～屋内消火栓のホース警戒 ヘッド～特定施設水道連結型スプリンクラー設備のヘッド配置

【スプリンクラーヘッドと屋内消火栓設備（消火栓箱）の設置例】



廊下、脱衣室内は屋内消火栓設備の警戒が必要

屋内消火栓設備の有効範囲内か確認すること